

第3章 自殺対策の基本的な考え

3-1 国の基本方針

平成29年7月に閣議決定された国の大綱では自殺総合対策の基本方針として、以下の5点が掲げられています。

- 基本方針1 生きることの包括的な支援として推進
- 基本方針2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- 基本方針3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- 基本方針4 実践と啓発を両輪として推進
- 基本方針5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

3-2 本市の基本的な考え方

本市での今までの自殺対策への取り組みや自殺者の特徴を踏まえ、自殺対策の基本的な考え方や方向性を示すとともに、自殺対策関連施策を実施していきます。

基本的な考え方 1 自殺対策に包括的に取り組むための連携強化

自殺の要因としては「健康問題」や「経済・生活問題」「家庭問題」のほか、様々な要因が考えられます。自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。

現時点でも行政及び各関係団体や民間団体等がそれぞれの分野において支援を行っていますが、それぞれの相談窓口が「生きる支援」という意識で、ひいては自殺対策の一翼を担っているという認識を共有することが重要です。そのためには、精神保健、福祉、経済対策、人権、教育等、それぞれの施策の連動性を高めていく必要があります。

基本的な考え方 2 誰も自殺に追い込まれることのない安心できるまちづくり

自殺は追い込まれた末の死といわれています。そして自殺に追い込まれるという危

機は「誰にでも起こりうる危機」といわれています。しかし、危機から自殺に至る経緯や危機に陥った人の心情や背景などが理解されにくい現実があります。危機に陥った場合は、ひとりで悩まず誰かに相談することが大切であること、危機に陥った人に気づいた場合は、専門機関や支援のできる誰かにつなげることなど、これらの行動が地域全体の共通認識になるよう普及啓発をすることが大切です。

基本的な考え方 3

自殺を取りまく様々な問題を明確にし、総合的に対策を推進

自殺の要因は様々であり、本市の人口規模を鑑みると単年度毎の数値や事象で施策を検討するのではなく、5年間の累積データを基に提供される「地域自殺実態プロフィール」（自殺対策推進センター）などで自殺統計を検証分析した施策展開が重要です。検証結果を担当課室が実施する啓発活動に反映するとともに、様々な生活課題に取り組む関係機関への情報提供が必要です。